

川西市コーチングによる学習支援事業
プロポーザル実施要領

令和4年6月3日
川西市教育委員会

1. 目的

新型コロナ禍の影響により、登校日数の減少などを原因に、生徒たちの学習の遅れが懸念されている。学習に不安のある生徒を対象に、市内の各公民館で「コーチングによる学習支援」を実施するため、運営の業務を行う事業者を募集する。

プロポーザル実施にあたっては、授業のコマ数やコーチングスタッフの人数、一コマあたりの生徒数等を事業者が任意に設定できるものとし、受験や考査等への対応を目的とするいわゆる学力向上ではなく、生徒の自発的な学習意欲や能力向上に向け、「コーチング」の特長を生かした効果的な提案を期待する。

2. 契約概要

- (1) 業務名称 川西市コーチングによる学習支援事業
- (2) 業務場所 川西市公民館（9館）
- (3) 業務内容 別添「川西市コーチングによる学習支援運営事業提案依頼書」を参照
- (4) 履行期間 契約締結日～令和5年3月10日
- (5) 提案限度額 28,000,000円（税込）
- (6) 発注業者選定方法 公募型プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式により実施する理由

川西市コーチングによる学習支援事業に関しては、指導力、企画力、創造性、専門性及び実績など価格以外の要素を含めて総合的な判断が必要であり、業務実施の標準的な手法又は積算方法が確立されていない業務であるため。

3. 応募資格者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (4) 参加申込書の提出日現在で川西市の指名停止措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に、川西市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

4. 提出書類 (1)(2)は原本1部、(3)～(8)は原本1部と副本6部

- (1) プロポーザル参加表明書の提出（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 業務実施体制（様式3）
- (4) 業務経歴書（様式4）
- (5) 会社概要書（様式任意）

社名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金、売上高、従業員数、業務内容、会社の特色、保有する認証取得等

- (6) 企画提案書（様式任意）

企画提案書の様式は自由だが、「評価基準」を参照し、原則として 基本カリキュラム、 学習環境、 事業の管理・評価、 生徒の安全・安心、 - モチベーションの維持：事業実施期間中、 - モチベーショ

ンの維持：事業実施後、新型コロナ禍感染拡大防止、非常時の代替措置、スケジュールの順にテーマを掲げ、作成すること（企画提案依頼書別紙「基本要件書」を添付してください）

A4 版縦長横書き左綴じとし、下部にページ番号を振ること。また、A3 版を利用する場合は折り込むこと。

提案書には、表題「川西市コーチングによる学習支援業務企画提案書」と提出年月日、事業者名・代表者名・代表者印を記載した表紙を付すこと。

(7) 開講予定調書（様式 5）

(8) 見積書（様式任意）

見積書には、可能な限り内訳を記載すること。また、合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること（学習支援実施にかかる費用及び保険料を算出の上、必ず分けて記載すること）。

(9) その他

川西市一般競争入札参加資格者名簿へ記載されていない事業者においては、事務局に連絡の上、一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請関係書類一式を入手し、(1)～(8)とあわせて提出すること。

5. 選考方法

(1) 書類選考

本プロポーザルへの参加を表明した事業者が 6 者以上あった場合は、事務局により「川西市コーチングによる学習支援業務企画提案書」による審査を行い、上位 5 者を次のヒアリングによる選考の対象とする（「評価基準」参照）。結果は令和 4 年 7 月 11 日（月）に、書類選考を行った全事業者に通知する。

(2) ヒアリング審査

評価委員会を設置し、別添の評価基準により最終的な審査を行う（評価委員会については「評価委員会設置要領」参照）。ヒアリング審査の日時等委細については、書類選考通知時に通知する（審査は令和 4 年 7 月 11 日（月）を予定）。

6. 提出先（事務局）

川西市教育委員会教育推進部教育保育課 〒666-8501 川西市中央町 12 番 1 号（3 階 4 番）
電話：072-740-1254 ファクス：072-740-1327 E-mail：kawa0064@city.kawanishi.lg.jp

7. 書類提出期限

令和 4 年 7 月 4 日（月）

8. 提出方法

持参（土・日曜日、祝日を除く平日とする。営業時間は午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（提出した旨を 5. 提出先まで電話連絡し、到達確認をすること）

9. 質問受付と回答

本実施要領及び別添仕様書などに関し、不明な点がある場合は質問書（様式 6）を電子メールで 6. 提出先に記載のアドレスに提出すること。なお、回答はホームページへの掲載にて行う。また同時に、基本要件書に記載のアンケート結果をあわせて掲載する。

(1) 貴社からの質問受付の期限 令和 4 年 6 月 20 日（月）午後 5 時まで

(2) 本市からの回答予定日 令和 4 年 6 月 24 日（金）

10．結果公表の事項と方法

本プロポーザル参加事業者に個別に通知するほか、川西市公式ホームページにおいて、業務名、履行期間、契約締結日、契約金額、提案を採択し受託者とした者の商号又は名称及びその理由、全ての提案者の名称又は商号、審査結果一覧、その他必要な事項を公表する。

11．契約の締結

審査の結果により選定された契約締結優先業者と契約の交渉を行う。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は川西市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合など）で契約ができない場合、次点の者との交渉を行う。

12．失格条項

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出方法が仕様書などに示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、評価委員会が社会通念上、失格にあたる事由があると認める場合

13．その他留意事項

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出物は、事業者選定に伴う作業などに必要な範囲で、複製を作成することがある。
- (3) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、市は事業者決定の公表など必要な場合には、提案書等の内容を無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例（平成4年条例第8号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

14．スケジュール（予定）

- 令和4年6月20日（月） 市への質問締め切り
- 令和4年7月4日（月） 提出書類の締め切り
- 令和4年7月11日（月） 一次審査の結果通知
- 令和4年7月19日（火） ヒアリング審査
- 令和4年7月26日（火） 審査結果通知